

『産業遺産研究』執筆要綱

Writing Guidelines of "Journal of the Chubu Society for the Industrial Heritage"

1. [本要綱の対象]

本要綱は、中部産業遺産研究会(以下、本会という)が編集・発行する会誌『産業遺産研究』(国際標準逐次刊行物番号ISSN 1340-7554、1994年7月20日付与)に掲載される論文その他の原稿に適用する。

2020年4月以降に発行の会誌『産業遺産研究』は、デジタルアーカイブ化の対象とし、本要綱はそのデジタルデータにも適用する。

2. [投稿資格]

原稿を投稿する者(複数の執筆者による投稿の場合、代表者)は、本会会員であることを要する。ただし、編集委員会による依頼原稿はこの限りでない。

3. [原稿の区分および内容]

会員が投稿できる原稿の区分は、以下のとおりとする。

(1)論文、(2)調査報告、(3)研究ノート、(4)研究資料、(5)紹介記事(産業遺産紹介、博物館・研究館紹介、資料紹介、書籍紹介、海外情報ほか)、(6)随想、(7)産業技術人物伝、(8)インタビュー、(9)書評、(10)活動報告、(11)その他
原稿の内容は、産業遺産に関連した事項とする。

4. [原著および未投稿]

論文、調査報告、研究ノートは、執筆者の原著であり、一般に公表(配布または販売)されている刊行物に未投稿のものに限る。論文、調査報告、研究ノート以外の原稿は、原則として未発表のものとする。

5. [論文、調査報告、研究ノートの審査および原稿の採否]

論文、調査報告、研究ノートは、査読委員会による審査を経て掲載される。また原稿(完成原稿)の受理および掲載の採否は査読委員会が決定する。論文、調査報告、研究ノートについては、予めその要旨(200字程度)を編集委員会に提出する。査読委員会については別に定めるところによる。

論文、調査報告、研究ノートの投稿後の文章の変更や追加、削除は原則として認めないものとする。

6. [原稿受理日]

原稿の受理日は、原稿が本会に到着した日とする。ただし、内容の加筆・修正などを依頼した原稿については、本会からの照会発信日から1カ月以内に著者から原稿が

返送(本会への着信)されない場合、最初の受付日は無効とし、改訂原稿が本会に到着した日を受理日とする。

7. [原稿の量]

掲載される原稿1編当たりの刷り上り頁数は、論文、調査報告、研究ノートは12頁以下(A4、1頁25字×52行×2段組/図、表、写真を含む)とし、8頁を超える分は有償とし、1頁当たり2000円を負担する。インタビューを除き、他の原稿についても8頁を超える分は有償とし、1頁当たり2000円を負担する。またインタビューは8~14頁、文献紹介は1~3頁、産業遺産・博物館紹介は3~8頁、海外情報・見学会報告などの原稿は3~8頁以下を原則とする。

8. [原稿の投稿編数]

論文、調査報告、研究ノートについては、いずれかに一人1編までとする。共同執筆による場合の筆頭者も同様とする。論文、調査報告、研究ノートを分割する場合は、次号に回す。

9. [使用言語]

原稿は原則として日本語とする。タイトルと著者名は日本語表記と英文表記を併記する。ただし、書評・書籍紹介については、書籍タイトルの英訳はしないこととする。

10. [要旨]

論文、調査報告、研究ノートには、要旨(英文150~200語程度、英文が好ましいが和文でもよい)、およびキーワード(5つ程度)を付ける。

11. [原稿の様式]

提出する原稿は、いずれの場合も編集委員会が指定する電子媒体で提出する。

その形式は、MS-Word形式、一太郎形式のいずれかとし、本文に図、表、写真を挿入する。刷り上りは、A4判で、1頁あたり文字数は片段25文字、52行の2段組とする。本文は、原則としてフォント9.3ポイントの明朝体とし、強調する箇所には適宜ゴシック体などを使用するも可とする。図、表、写真などを挿入した箇所には、表は上部に[表1]、図および写真は下部に[図1]、[写真1]のようにキャプションを記す。

12. [国語表記など]

原稿は、原則として「新常用漢字(最新版)」、内閣告示「現代仮名遣い」、「外来語の表記」を用いる。ただし、引用文および注はこの限りでない。

文中に初出の外国人名は、漢字表記が一般的な場合を除いてカタカナ書きとし、原則として原語を()で括る。人名以外の外国語をカタカナ書きとする場合は、必要に応じて原語を併記する。

13. [年号表記]

年号表記は、西暦と元号年の併記を原則とし、「1992年(平成4)」、「平成4年(1992)」のように表記する。ただし、直前に西暦と元号年の併記があり、容易に判断できる場合、および引用文、注などはこの限りでない。太陰暦により表記する場合は、注釈などにその旨を表記する。

14. [単位]

原則として、国際単位系(SI)、および国際単位系との併用が認められた単位を使用する。ただし、従来の単位系による方が理解しやすいと判断される場合は、SI単位以外の単位による表記も認める。その場合、SI単位による数値または当該単位とSI単位との換算値を括弧書きで併記する。

15. [引用文などの表現]

引用文は「」で括る。ただし、引用文が3行以上にわたる場合は、改行して本文より2字下げで書く。本文中に引用・参考文献を書く場合は、書名、雑誌名は『』で、雑誌論文名、記事名は「」で括る。

16. [図などの引用]

写真、図版を他の文献などから引用する場合は、出典を明記する。引用・転載にあたっては著作権上、肖像権上の問題が生じないように十分に配慮すること。

17. [引用などの番号]

文献と注は、本文中の該当箇所の右肩に半括弧に入れた通し番号で小さく 1)、2)、3) のように示す。

18. [引用文献、参考文献、注]

文献と注は、原稿の最後にまとめて記載する。該当頁の文献番号の表記は19で使用した1) 2) 3) 番号にて順序よく記載する。引用文献、参考文献の記載は、原則として、次の順序とする。

注は、頁末に脚注エリアを設けて脚注としてもよいこととする。

(a) 単行書の場合：著(編)者『書名』、出版者、出版年、引用頁(引用文献の場合)

(b) 雑誌(逐次刊行物)の場合：著者「論文表題」『雑誌名』、巻・号数、発行年、引用頁(引用文献の場合)

(c) 外国書籍・雑誌の場合：和書に準ずる。ただし、雑誌論文表題は、“ ”で括り、書名・雑誌名等はイタリック体とする。

(d) ウェブサイトの場合：ウェブサイト名、トップページのフルアドレス、参照年月日。ただし、参照年月日は()で括る。

→ [例] 中部産業遺産研究会ホームページ、<http://csih.sakura.ne.jp/> (2023. 4. 30現在)

19. [その他]

(1) 締め切り日については、論文、調査報告、研究ノートは4月30日、その他は5月31日とする。

締め切り日については、会誌の発行日の都合で編集委員会に変更することがある。

(2) 原稿の複写データは必ず執筆者が保管する。

(3) 人の身体的部分や特徴を表現する場合など、差別的な言葉は用いないように注意する。

(4) この要綱を変更するには編集委員の3分の2以上の同意を得なければならない。変更後は速やかに会員に報告する。

(5) 執筆要綱に記載のない事項の取り決めは編集委員会で決定する。

1993年9月 制定

1994年9月 改訂

2003年11月30日 改訂

2004年1月25日 改訂

2006年4月15日 改訂

2013年11月10日 改訂

2013年11月24日 改訂

2014年5月5日 改訂

2016年4月29日 改訂

2017年11月11日 改訂

2020年5月1日 改訂

2023年5月26日 改訂

2025年11月1日 改訂